

半田市 e モニター制度実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市政に関する市民の意見等を継続的に聴取し、市政運営における参考資料として活用するとともに、市民の市政への関心や理解を深めることを目的として設置する半田市 e モニター（以下「e モニター」という。）の活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

(活動内容)

第 2 条 e モニターは、市が依頼するアンケートに対し、インターネットを利用して回答するものとする。

2 前項の場合の送受信等に係る通信費用は、e モニターの負担とする。

(資格等)

第 3 条 e モニターは、次の各号のいずれにも該当する者とし、市長が登録する。

- (1) 半田市内に在住し、満 18 歳以上である者
- (2) インターネットを利用できる環境を有する者
- (3) 本人が利用できる電子メールアドレスを取得している者
- (4) 半田市職員でない者

(定員)

第 4 条 e モニターの定員は、市長が別に定めるものとする。

(任期)

第 5 条 e モニターの任期は、登録日から当該年度 3 月 31 日までとする。

(応募方法)

第 6 条 e モニターに応募しようとする者は、市の指定するインターネット上の応募ページに定める方法により、応募の手続きをしなければならない。

(登録の変更)

第 7 条 e モニターは、登録時点から、住所、氏名、電子メールアドレス等を変更した場合は、速やかに市長に変更を届け出るものとする。

(禁止行為)

第 8 条 e モニターは、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 虚偽の内容で、又は重複して e モニターとして登録を受ける行為
- (2) 虚偽に、又は不正に回答をする行為
- (3) 自己の利益のために e モニターを利用する等、本制度の適正な運営を妨害する行為
- (4) その他市長が不相当と認める行為

(登録の抹消)

第 9 条 第 5 条の規定にかかわらず、市長は次の事項に該当する場合は任期中であっても登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条第1項に掲げる要件を欠いたとき。
- (2) 前条に規定する禁止行為に該当する行為があったとき。
- (3) eモニターから脱退の申し出があったとき。
- (4) 登録した電子メールアドレスに、3回以上連続してメールが到達しなくなったとき。
- (5) その他市長が不相当と認めたとき。

(結果の公表)

第10条 アンケートの結果は、当該モニターの承諾なしに公開し又は利用することができるものとする。

(謝礼)

第11条 登録期間内の全てのアンケートにおいて有効な回答をしたeモニターに対し、謝礼を提供するものとする。

2 謝礼は、予算の範囲内において定めるものとする。

3 謝礼は、登録期間における全てのアンケートの終了後に、eモニターがあらかじめ登録した住所に送付するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 市長は、eモニターの個人情報を厳重に管理するものとする。

2 市長は、登録されているeモニターの個人情報を目的以外に利用しないものとする。

3 市長は、アンケートの結果を利用し、又は公表する場合には、当該回答をしたeモニターを特定できないようにして行うものとする。

(本制度の変更、一時停止及び中止)

第13条 市長は、事前の告知又はモニターの承諾の有無にかかわらず、eモニター制度を変更し、一時停止し、又は中止することができる。

2 市長は、前項の変更、一時停止又は中止によってeモニターに発生した不利益又は損害の責任を負わないものとする。

(庶務)

第14条 eモニターに関する庶務は市民協働課において処理する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。